

[事案 27-144] 契約無効請求

・平成 28 年 11 月 16 日 和解成立

<事案の概要>

当初の目的とは異なる契約であったとして、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 9 月、2 件の終身保険（死亡保険金額計 1 億 5,000 万円）を契約したが、以下の理由により、契約を無効とし既払込保険料を支払ってほしい。

- (1) 募集人の提案で、「老後資金」の為に、保険料 1,200 万円分の保険に入ることにした。募集人から「2 年で払済保険にして、後は運用します」と言われて申込みをした。
- (2) 契約後に、申立契約は、実際には運用して増えるタイプの保険ではなく、90 歳以上にならないと払い込んだ分の保険料が戻ってこないことがわかった。
- (3) このような経営者や高額所得者向け保険は、契約当時、無職で無収入であった自分の意向に沿わないものである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、設計書や「しおり・約款」等を使い適切に説明を行っており、申立人が主張するような誤説明は全く行っていない。その他、申込手続きは適正に行われている。
- (2) 募集人は、募集時、申立人から、不動産収入があり、収入は 1,500 万円以上と聞いている。外部委託業者の報告書によっても、申立人の年収は 1,800 万円とされている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するために、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の当時の記憶が判然とせず、申立人が具体的にどのような錯誤をしたのか明らかでないことから、契約の無効および既払込保険料の返還は認められないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 保険会社が主張する収入があると申立人が告知したとは認められず、収入の前提がない以上、本件契約の必要性も認められない。
- (2) 募集人による申立人のニーズの検討および契約内容の説明が十分になされていなかった。